地域課題等に関する意見交換会の傍聴について

意見交換会の傍聴に当たっては、北海道議会傍聴規則及び次の注意事項についてご留意願います。

１　意見交換会の傍聴人の定数は10名とします。
２　議事を妨害したり、人に迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している方は、傍聴席に入ることはできません。
３　傍聴席では、次のことをお守りください。
（１）　意見交換会中における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
（２）　大声で話をするなど、騒ぎ立てないこと。
（３）　はち巻、腕章(委員長が許可したものを除く)、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。
（４）　帽子、コート、マフラーの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により委員長の許可を得た場合は、この限りでない。
（５）　飲食又は喫煙をしないこと。
（６）　みだりに席を離れないこと。
（７）　他人の迷惑となる行為をしないこと。
（８）　携帯電話、パーソナルコンピュータの類、その他音声を発する機器の電源を切ること。ただし、北海道議会傍聴規則第14条の規定により、撮影又は録音等をすることにつき委員長の許可を得た者を除く。
（９）　その他意見交換会の秩序を乱し､または議事の妨害となるような行為をしないこと。
３　以上のほか、傍聴される方は、係員の指示に従ってください。
おわかりにならないことがあれば係員にお尋ねください。
４　傍聴席で以上のことをお守りいただけない場合は、退場いただくことがあります。